

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 給料表の改定

別表第一及び別表第二の全給料月額を引き上げること。（別表第一及び別表第二関係）

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定は、平成十一年四月一日から適用すること。